

# 道路法に基づく車両の制限

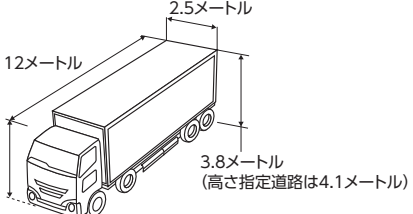
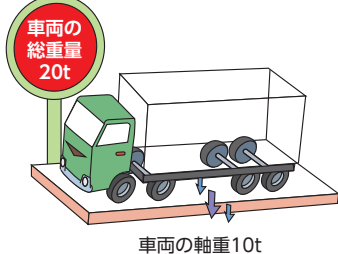
※国交省資料の一部引用

## 特殊車両の通行許可

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために、車両の幅、重量、高さ、長さ等について、政令（車両制限令）で最高限度が定められています。これを超える車両を通行させようとする者は、道路管理者に申請を行い、道路管理者は必要やむを得ないと認める場合に限り、必要な条件を付して許可をしています。

この許可を受けることなく車両を通行させている者や、許可に付した条件に違反して車両を通行させている者には、罰則が加えられることになっています。

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、通行許可が必要です。

車両の諸元	一般的制限値 (最高限度)	
幅	2.5メートル	
長さ	12.0メートル	
高さ	3.8メートル (高さ指定道路は4.1メートル)	
総重量	20.0トン (高速自動車国道または重さ指定道路は25.0トン)	
軸重	10.0トン	

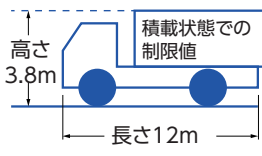
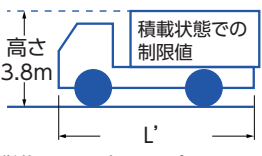
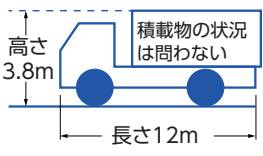
※一部省略

## 車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量等について規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると主な制限値は以下のとおりになります。

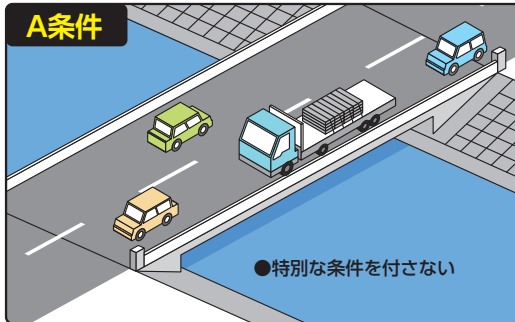
なお、制限値を超える車両の通行については、各法令を参照してください。

	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さおよび高さの規定	<p>※高さ指定道路では4.1m</p> 	<p>※高さ指定道路では4.1m</p>  <p>※貨物のはみ出し &lt;math&gt;L' \times 0.1&lt;/math&gt;</p>	

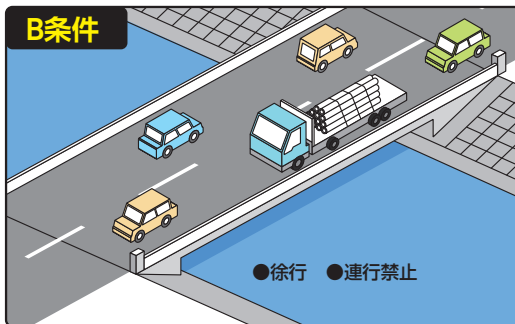
※一部省略

## 特殊車両の通行許可時に付される条件

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、**必要な条件**が付けられて許可されます。



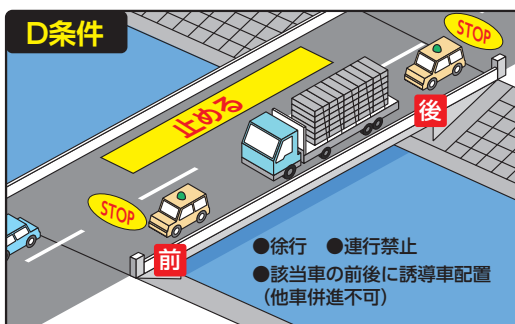
A条件：申請経路内は普通に走れます		
重量についての条件	寸法についての条件	通行時間帯指定基準
普通に走行できる。	普通に走行できる。	



B条件：ゆっくり 走りましょう		
重量についての条件	寸法についての条件	通行時間帯指定基準
徐行および連行禁止が条件。	徐行することが条件。	



C条件：誘導車配置で 後続車との車間をとりましょう。		
重量についての条件	寸法についての条件	通行時間帯指定基準
徐行と連行が禁止され、更に該当車両の前後に誘導車を配置することが条件。	徐行および <b>該当車両の前後に誘導車を配置</b> することが条件。	寸法の幅に関して通行条件区分Cとなり、かつ幅が3mを超える車両は原則、 <b>夜間(21時～6時)通行が指定</b> される。



D条件：誘導車配置と時間指定で橋などを渡る時は2車線分の間をとりましょう		
重量についての条件	寸法についての条件	通行時間帯指定基準
徐行と連行が禁止され、更に該当車両の前後に誘導車を配置したうえで、 <b>2車線内に他車が通行しない</b> 状態で車両を通行させることが条件。その他、道路管理者が指示する場合はその条件も加わる。		重量に関して通行条件区分Dとなる車両は原則、 <b>夜間(21時～6時)通行が指定</b> される。

※誘導車に備え付けることが出来る点滅灯の色は緑色です。

※「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいいます。

※特殊車両通行許可に関しましては、申請から許可まで、申請内容によって違いはありますが、**数週間～数か月**の時間を必要とします。

※詳細については、営業担当にご相談ください。